

## 社会福祉法人平山保育会評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人平山保育会定款に規定する評議員及び役員に関する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、定款第8条及び第21条に規定するものをいう。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費及び旅費等の経費をいう。

### (報酬)

第3条 評議員及び役員が、評議員会並びに理事会に出席したときは、出席1回につき、5,000円を報酬として支給する。

### (費用弁償)

第4条 評議員及び役員には、次の各号に定める費用を弁償する。

- (1) 交通費及び業務遂行に必要な経費は、実費を支給する。
- (2) 旅費は、施設職員の旅費規程に準じて支給する。

### (改正)

第5条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。